

# 定額減税説明会のお知らせ

**日時** 2024年5月22日（水）16:00～17:00

**会場** 原村商工会館 （原村 6555）

**講師** 税理士 両角 美智代 氏 （税理士法人柳澤会計所長）

令和6年度税制改正の大綱により、令和6年6月1日以降支払われる給与等（専従者給与や従業員給与など）の源泉徴収を行う際に定額減税の事務作業が発生します。本説明会では、定額減税の対象者となる条件、計算方法、事務手続きなどをご説明いたします。この機会に是非ご参加ください。

所得税の定額減税とは、次の（1）と（2）合計額です。

（1）本人：30,000円

（2）同一生計配偶者及び扶養親族：一人につき30,000円

但し、合計額が所得税額を超えた場合は、その所得税額が限度額となります。

注1）同一生計配偶者とは、年間所得が48万円以下の人です。

注2）扶養家族とは、控除対象扶養親族だけでなく16歳未満の扶養親族も含まれます。

※ 住民税にも定額減税があります。住民税の減税額は本人10,000円、同一生計配偶者及び扶養親族は一人につき10,000円です。

**申込方法** 受講申込書に記入の上、富士見町商工会まで fax または mail でお申

し込みください。（富士見町商工会 web サイトからも直接申し込みができます）

**主催** 長野県商工会連合会経営支援センター諏訪エリア（富士見町商工会・原村商工会）

**定額減税説明会受講申込書** 次の通り受講を申し込みます

富士見町商工会 fax:0266-62-5644 / mail : fujimi@fujimi-ts.org

事業所名	
受講者名	
Mail	